

## 第 4 給 与



## 第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

### 1 職員給与の実態

当委員会が、平成31年4月1日現在で実施した「令和元年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	23,753	41.6	19.3
行政職給料表	5,286	42.1	20.2
公安職給料表	3,555	38.5	17.4
教育職給料表（一）	19	50.8	25.5
教育職給料表（二）	4,263	42.0	19.3
教育職給料表（三）	10,022	42.0	19.4
教育職給料表（四）	26	49.1	24.8
研究職給料表	229	44.3	21.3
医療職給料表（一）	18	47.2	22.4
医療職給料表（二）	192	42.6	19.3
医療職給料表（三）	142	45.0	20.9
特定任期付職員給料表	1	54.2	0.1

（注） 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。（以下、表4-2及び表4-3について同じ。）

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.4	% 5.6	% 11.1	%	% 59.1	% 40.9
行政職給料表	100.0	73.0	9.3	17.7		67.4	32.6
公安職給料表	100.0	52.7	4.0	43.3		90.9	9.1
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			89.5	10.5
教育職給料表（二）	100.0	94.1	2.3	3.6		55.5	44.5
教育職給料表（三）	100.0	95.3	4.7			45.2	54.8
教育職給料表（四）	100.0	92.3	7.7			96.2	3.8
研究職給料表	100.0	96.9	2.6	0.4		86.5	13.5
医療職給料表（一）	100.0	100.0				77.8	22.2
医療職給料表（二）	100.0	79.2	20.8			45.8	54.2
医療職給料表（三）	100.0	47.9	50.7	0.7	0.7	3.5	96.5
特定任期付職員給料表	100.0	100.0				100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 352,571	円 8,747	円 7,884	円 16,283	円 385,485
行政職給料表	327,780	9,946	8,845	16,002	362,573
公安職給料表	329,435	12,698	8,218	9,344	359,695
教育職給料表（一）	516,474	9,884	16,290	22,211	564,859
教育職給料表（二）	368,881	8,092	7,763	15,651	400,387
教育職給料表（三）	366,726	7,040	7,135	18,651	399,552
教育職給料表（四）	428,385	12,665	7,618	14,412	463,080
研究職給料表	352,213	11,376	7,958	16,538	388,085
医療職給料表（一）	468,983	5,011	85,090	310,819	869,903
医療職給料表（二）	334,044	7,353	8,033	19,031	368,461
医療職給料表（三）	339,051	2,642	8,924	10,251	360,868
特定任期付職員給料表	620,000	-	18,600	30,000	668,600

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

## 2 民間給与の実態

### (1) 民間給与の調査

#### ア 年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 2019年(平成31年)4月24日から6月13日まで

(イ) 調査対象事業所 平成31年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の864事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種

(エ) 調査実人員 7,525人(うち、初任給関係職種559人)であるが、行政職に相当する調査実人員は6,732人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は42,236人であり、うち行政職に相当するものは35,855人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	200,356	205,970	200,181	186,575
	短大卒	181,257	176,282	188,726	—
	高校卒	165,096	167,937	164,130	162,936
新卒事務員	大学卒	199,439	210,032	198,350	186,575
	短大卒	178,739	167,118	188,429	—
	高校卒	164,523	168,323	162,392	160,767
新卒技術者	大学卒	201,647	201,388	201,870	—
	短大卒	184,949	183,790	190,000	—
	高校卒	165,471	167,477	164,703	165,540
準新卒看護師	養成所卒	217,313	204,364	285,000	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	54.9	727,552	792,306	*	-
工 場 長	53.4	577,096	647,234	381,025	-
事 務 部 長	53.0	555,275	607,180	558,338	453,603
技 術 部 長	52.3	591,291	649,201	557,478	490,794
事 務 部 次 長	50.8	515,899	568,221	513,127	453,194
技 術 部 次 長	49.3	468,566	512,003	464,502	420,263
事 務 課 長	49.3	486,722	543,416	455,340	370,950
技 術 課 長	47.8	478,096	528,800	442,937	373,488
事 務 課 長 代 理	47.0	414,139	465,908	378,565	356,029
技 術 課 長 代 理	45.0	395,338	419,454	364,403	393,726
事 務 係 長	44.8	351,012	381,531	333,230	306,218
技 術 係 長	44.2	366,509	405,202	335,978	342,903
事 務 主 任	42.0	319,366	348,566	306,988	251,401
技 術 主 任	41.1	351,489	382,114	320,589	294,909
事 務 係 員	36.4	275,538	301,403	246,203	225,604
技 術 係 員	34.9	275,641	294,542	254,742	261,808

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

### 3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和元年10月10日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・ 職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（318円 0.09%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定
- ・ 特別給（現行4.45月分）は、民間のボーナス（4.49月）を下回るため、0.05月分引上げ改定

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の181事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
369,371円	369,053円	318円（0.09%）

<ボーナス>

平成30年8月から令和元年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.49月	4.45月	0.04月

(3) 改定等の内容

平成31年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ①行政職給料表 初任給をはじめとする若年層に重点をおいた国家公務員の俸給表の改定に準じて平均0.09%の引上げ改定  
初任給を大卒1,500円、短高卒1,900円引上げ改定
- ②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 引上げ分は勤勉手当に配分

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後 （元年度）	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.925月	0.975月	1.90月
	計	2.225月	2.275月	4.50月
改定後 （2年度以降）	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.25月	2.25月	4.50月

(4) 改定の実施時期等

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、令和元年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和元年12月1日から、令和2年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和2年4月1日から実施すること。

#### (5) 公務運営の改善等についての報告事項

##### ○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の適切な運用、女性職員の活躍促進、若手職員の育成、定年の引上げ

##### ○勤務環境の整備

勤務時間等に関する取組、ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康管理、ハラスメント防止対策、障がい者雇用に関する取組、すべての職員の意欲と能力を引き出す環境の整備

##### ○公務員倫理の確立等

## 4 給与条例の実施

### (1) 給与条例の改正

ア 令和元年第3回県議会定例会に提案、令和元年6月27日可決、同年7月1日令和元年条例第3号として公布された。

(改正概要)

獣医師に支給する初任給調整手当について、支給月額の上上げ及び支給期間の延長

イ 令和元年第4回県議会定例会に提案、令和元年10月10日可決、同年10月11日令和元年条例第12号として公布された。

(改正概要)

地方公務員法の欠格条項の改正に伴う所要の規定整理

ウ 令和元年第5回県議会定例会に提案、令和元年12月19日可決、同年12月24日令和元年条例第21号として公布された。

(改正概要)

① 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を上上げ

② 勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定

### (2) 給与に関する人事委員会規則の改正

#### ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成31年4月26日 人事委員会規則第15号

a 組織改正に伴う所要の規定整備

① 特殊勤務手当（第38条の12、第38条の18）

・支給対象所属に、産業技術総合センター及び食品科学研究所を追加し、工業技術研究所及び産業技術センターを削除

② 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

新 設 ・産業技術総合センターの所長及び副所長（行政職給料表の適用を受ける副所長に限る）（2種）

・岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関の部門長（6種）

廃 止 ・研究開発企画監、工業技術研究所長の所長及び副所長（4種）

b 施行日



a の①のうち、食品科学研究所の追加については、平成31年4月26日（平成31年4月1日適用）、上記以外 令和元年5月1日

(イ) 令和元年5月21日 人事委員会規則第1号

a 特殊勤務手当（警察職員手当 第36条）

- ・「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）の施行等に伴う、身辺警衛・警護の業務の適用範囲の改正  
新 設 ・上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃  
廃 止 ・文仁親王

b 施行日

公布の日（令和元年5月21日）

令和元年5月1日適用

(ウ) 令和元年7月16日 人事委員会規則第2号

a 獣医師に支給する初任給調整手当（第25条の4、第25条の6、別表第2（第25条の7関係））に関して、給与条例が改正されたことに伴う所要の規定整備。

- ① 条例規定の支給上限額が引き上げられたことに伴い、期間の区分に応じた支給額を改正
- ② 支給期間が延長されたことに伴う所要の規定整備

b 施行日

公布の日（令和元年7月16日）

令和元年7月1日適用

(エ) 令和元年10月15日 人事委員会規則第5号

a 組織改正に伴う所要の規定整備

- ① 食肉検査業務手当（第38条の10）
  - ・支給対象所属に農政部家畜伝染病対策課を追加
- ② 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））
  - 新 設 家畜防疫対策監 （4種）
  - 廃 止 家畜防疫企画監 （4種）

b 施行日

公布の日（令和元年10月15日）

(オ) 令和元年12月3日 人事委員会規則第9号

a 地方公務員法における欠格条項の改正及び給与条例の改正に伴う期末・勤勉手当の所要の規定整備（第50条第1号、第2号及び第56条第1項第1号）

b 施行日

令和元年12月14日

(カ) 令和元年12月26日 人事委員会規則第11号

a 給与条例の改正等に伴う所要の規定整備。

- ② 勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ② 特別休暇（第75条第1項第23号 家族看護休暇）
  - ・取得事由にインフルエンザ等による自宅待機（小学生まで）を追加

③ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

〈知事部局〉

機関	職	区分	変更内容
美術館	副館長	2種	新設
	部長	4種	
	課長	6種	
現代陶芸美術館	副館長	2種	
	部長	4種	
図書館	館長、副館長	2種	
	課長	6種	
博物館	館長、副館長	2種	
	部長	4種	
高山陣屋管理事務所	部長	4種	

〈教育委員会〉

機関	職	区分	変更内容
図書館	館長、副館長	2種	廃止
	課長	6種	
高山陣屋管理事務所	所長	4種	
博物館	館長、副館長	2種	
	部長	4種	
美術館	副館長	2種	
	部長	4種	
	課長	6種	
現代陶芸美術館	副館長	2種	
	部長	4種	

b 施行日

a の① 公布の日（令和2年12月26日）

令和元年12月1日適用

a の②及び③ 令和2年1月1日

(キ) 令和2年3月3日 人事委員会規則第2号

a 特殊勤務手当（防疫等作業手当 第38条の2）

- ・家畜伝染病予防法の改正に伴い、同法第2条に規定される家畜伝染病である「豚コレラ」が「豚熱」に変更となったことによる所要の規定整備。

b 施行日

公布の日（令和2年3月3日）

令和2年2月5日適用

(ク) 令和2年4月1日 人事委員会規則第9号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

- ① 勤勉手当（第57条の5）
- ・令和2年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正。
- ② 給料の調整額（別表第1（第23条関係））
- ・児童相談業務に直接従事することを常例とする児童福祉司等に対して給料の調整額を支給することを規定。
- ③ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））
- 組織改正等に伴う改正

内容	職	区分
新 設	秘書広報総括監、保健環境研究所長、子ども相談センター長、障がい者総合就労支援センター長、障がい者職業能力開発校長、岐阜関ヶ原古戦場記念館副館長、農林事務所副所長（中濃農林事務所の副所長及び総務課長を兼ねる副所長（東農農林事務所長を除く。）に限る。）、ぎふ木遊館長	2種
	SDGs推進監、地域調整監、防災航空センター管理監、整備管理監、資源循環推進監、交通安全対策監、こころの健康推進監、高齢者生きがいがづくり推進監、事業所指導監、地域産業推進監、販路開拓推進監、CSF対策・養豚業再生支援センター長、野生いのしし対策企画監、ぎふ木育推進監、希望が丘こども医療福祉センター事務局長、女性相談センター副所長、障がい者就労支援センター副所長、障がい者職業能力開発校の副校長及び訓練部長、岐阜関ヶ原古戦場記念館総務課長、ぎふ木遊館副館長、森林文化アカデミー森林総合教育センター長	4種
	中小企業総合人材確保センター副センター長、文化財保護センター総務課長、看護専門学校課長、子ども相談センター保護課長、わかあゆ学園総務課長、障がい者総合就労支援センター部長、障がい者職業能力開発校総務部長、岐阜関ヶ原古戦場記念館企画課長、家畜保健衛生所保健衛生課長（中央家畜保健衛生所、東農家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）、ぎふ木遊館課長、土木事務所道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。)	6種
廃 止	秘書政策審議監、希望が丘こども医療福祉センター事務局長、農林事務所副所長（総務課長を兼ねる副所長（東農農林事務所を除く。）に限る。)	2種
	県庁舎建設管理監、中小企業総合人材確保センター副センター長、施設整備企画監、森林経営対策監、子ども相談センター長、警察車両整備センター長	4種
	看護専門学校課長（多治見看護専門学校の総務課長に限る。）、家畜保健衛生所（中央家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。)	6種
	保健衛生課長（中濃家畜保健衛生所及び東農家畜保健衛生課長に限る。)	7種

- b 施行日  
公布の日（令和2年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成31年4月26日 人事委員会規則第17号

a 平成31年5月1日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
本庁	研究開発企画監	6級	廃止
産業技術総合センター	困難な業務を行う副所長	7級	新設
	副所長又は課長	6級	
工業技術研究所	困難な業務を行う副所長	7級	削除
	副所長又は課長	6級	

○研究職給料表級別職務表（別表第1へ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関	副所長	5級	新設
	部門長	4級	新設

- b 施行日  
平成31年5月1日（公布日 平成31年4月26日）

(イ) 令和元年10月15日 人事委員会規則第7号

a 令和元年10月15日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
本庁	家畜防疫対策監	6級	新設
	家畜防疫企画監	6級	廃止

- b 施行日  
公布の日（令和元年10月15日）

(ウ) 令和元年12月26日 人事委員会規則第13号

a 令和2年1月1日付けの組織改正に伴う級別職務表等の改正

①令和2年1月1日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
美術館	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）、部長又は課長の職務	6級	新設
	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）の職務	8級	
現代陶芸美術館	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）又は部長の職務	6級	
	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）の職務	8級	
図書館	課長の職務	6級	
	副館長の職務	8級	
	館長の職務	9級	
博物館	部長の職務	6級	
	副館長の職務	8級	
	館長の職務	9級	
高山陣屋管 理事務所	所長の職務	6級	
	困難な業務を行う所長の職務	7級	

<教育委員会>

機関	職	職務の級	内容
図書館	課長の職務	6級	廃止
	副館長の職務	8級	
	館長の職務	9級	
高山陣屋管 理事務所	所長の職務	6級	
	困難な業務を行う所長の職務	7級	
博物館	部長の職務	6級	
	副館長の職務	8級	
	館長の職務	9級	
美術館	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）、部長又は課長の職務	6級	
	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）の職務	8級	
現代陶芸美 術館	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）又は部長の職務	6級	
	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）の職務	8級	

②各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表（別表第7）の一部を改正

b 施行日

①令和2年1月1日（公布日 令和元年12月26日）

②公布の日（令和元年12月26日）

(エ) 令和2年3月23日 人事委員会規則第4号

a 令和2年3月23日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

○公安職給料表級別職務表（別表第1（第3条関係）ロ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	科学捜査研究所副所長	6級	新設
	科学捜査研究所長	7級	廃止

○研究職給料表級別職務表（別表第1（第3条関係）へ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	科学捜査研究所副所長	3級	廃止
	科学捜査研究所長	4級	新設

b 施行日

公布の日（令和2年3月23日）

(オ) 令和2年4月1日 人事委員会規則第12号

a 令和2年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表等の改正

①令和2年4月1日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1 イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
本庁	秘書広報総括監	8級	新設
	秘書政策審議監		廃止
	S D G s 推進監	6級	新設
	地域調整監		
	防災航空センター管理監		
	整備管理監		
	資源循環推進監		
	交通安全対策監		
	こころの健康推進監		
	高齢者生きがいがづくり推進監		
	事業所指導監		
	地域産業推進監		
	販路開拓推進監		
	C S F 対策・養豚業再生支援センター長		
	野生いのしし対策企画監		
	ぎふ木育推進監		
	県庁舎建設管理監		

	施設整備企画監		
	森林経営対策監		
	交通安全対策監		
現代陶芸美術館	困難な業務を行う副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）の職務	7級	新設
文化財保護センター	所長又は課長（総務課長に限る。）の職務	6級	新設
	課長（総務課長を除く。）の職務	5級	
	所長の職務	6級	廃止
	課長の職務	5級	
看護専門学校	課長の職務	6級	新設
	課長（多治見看護専門学校の総務課長に限る。）の職務	6級	廃止
	課長（多治見看護専門学校の総務課長を除く。）の職務	5級	
希望が丘子ども医療福祉センター	事務局長	6級	新設
	事務局長	7級	廃止
子ども相談センター	所長、副所長又は課長（総務課長、判定課長、保護課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）の職務	6級	新設
	課長（総務課長、判定課長、保護課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長を除く。）の職務	5級	
	所長、副所長又は課長（総務課長、判定課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）の職務	6級	廃止
	所長、副所長又は課長（総務課長、判定課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）の職務	5級	
女性相談センター	所長又は副所長の職務	6級	新設
	所長の職務	6級	廃止
わかあゆ学園	園長又は課長（総務課長に限る。）の職務	6級	新設
	課長（総務課長を除く。）の職務	5級	
	園長の職務	6級	廃止
	課長の職務	5級	
障がい者総合就労支援センター	困難な業務を行う所長の職務	7級	新設
	所長、副所長又は部長の職務	6級	

障がい者職業能力開発校	科長の職務	5級	新設
	困難な業務を行う校長の職務	7級	
	校長、副校長又は部長の職務	6級	
岐阜関ヶ原古戦場記念館	副館長の職務	8級	新設
	課長の職務	6級	
農林事務所	恵那農林事務所長	8級	新設
	恵那農林事務所長	6級	廃止
水産研究所	課長の職務	6級	新設
ぎふ木遊館	館長の職務	8級	新設
	副館長又は課長の職務	6級	
土木事務所	恵那土木事務所の道路調整監	6級	新設
	恵那土木事務所の道路調整監	5級	廃止

<教育委員会>

機関	職	職務の級	変更内容
森林文化アカデミー	森林総合教育センター長	6級	新設

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	変更内容
警察本部	人身安全対策室長	7級	新設

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1チ）

<知事>

機関	職	職務の級	変更内容
家畜保健衛生所	困難な業務を行う課長（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）の職務	7級	新設
	課長（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）の職務	6級	
	課長（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）の職務	5級	

②級別資格基準表の規定整備

- ・該当する職員が存在しない職種（あん摩マッサージ指圧師等）の削除



③初任給基準表の適用範囲の整備

- ・該当する職員が存在しない職種（あん摩マッサージ指圧師等）の削除

④学歴免許等資格区分表の改正

- ・専門職大学及び専門職短期大学を新設すること等を内容とする学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正

b 施行日

公布の日（令和2年4月1日）

(カ) 令和2年4月1日 人事委員会規則第14号

a 令和3年1月1日付け昇給における所要の規定整備

- ・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備

b 施行日

公布の日（令和2年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

(ア) 令和2年3月31日 人事委員会規則第6号

a 会計年度任用職員の制度が設けられることに伴う所要の規定整備

b 施行日

令和2年4月1日

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R 1.12.26 人委第226号	・公務の遂行上特に必要があるとして、所属長が居住することを命じた場合に単身赴任手当を支給する宿舍の追加（令和2年1月1日施行） ・家族看護休暇の取得事由を追加する規則の改正に伴う規定整備（令和2年1月1日施行） ・給料表の改定に伴う所要の規定整備（平成31年4月1日適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R 2. 3. 2 人委第287号	・特殊勤務手当（防疫等作業手当）の対象業務の追加に伴う規定整備（令和2年2月1日適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R 2. 3.31 人委第307号	・給与条例施行規則の一部改正に伴う規定整備 ・児童相談業務に直接従事する児童福祉司等に対する給料の調整額が新設されたことに伴う規定整備（令和2年4月1日適用）

給与条例等の改正に伴う差額の支給について（通知）	R 1. 12. 26 人委第214号	給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について規定整備 （令和元年12月26日適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R 2. 1. 28 人委第242号	職員の任用に関する規則の一部改正（試験区分に市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験が設置）に伴う規定整備 （令和2年4月1適用）

#### （４）給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表４－７から表４－１２までのとおりである。

##### ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表４－７ 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表	行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計	
	7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7		
任命権者	知事	1																1	
		31	21	9								3			3			67	
	教委							2	1	34	23								
		4	1	1															6
警察				21	3													24	
計																		98	

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級の決定）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で245人である。

表４－８ 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表	行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	29					1	1	1	2	34
教委	110			3	7						
警察		1									
計											

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政											1		1					1	
	研究																			
	医(一)	1																		
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)		1																	
	教(三)																			
警察																				
計																				

(注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。  
 2 職務の級は、異動後のものである。  
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で88人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	1
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a)は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b)は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	1
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	2
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a)は給与規則第29条の14の規定により、(b)は同規則第29条の15の規定により、(c)(d)(e)(f)は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

## エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表 4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	9
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	0

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

## 5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

### (1) 会計年度任用職員の報酬条例について

ア 令和元年第3回県議会定例会に提案、令和元年6月27日可決、同年7月1日令和元年条例第1号として公布された。

(改正概要)

会計年度任用職員制度の制度が設けられることに伴い、その報酬等の額及びその支給方法を定めるもの

イ 令和元年第4回県議会定例会に提案、令和元年10月10日可決、同年10月11日令和元年条例第12号として公布された。

(改正概要)

地方公務員法の欠格条項の改正に伴う所要の規定整理

### (2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則について

(ア) 令和2年3月31日 人事委員会規則第5号

a 会計年度任用職員の制度が設けられることに伴い、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例が制定されたことにより、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるもの。

#### ① 報酬及び手当

- ・月額で定める報酬の基本額及び時間額で定める報酬の基本額について規定。
- ・地域手当報酬、時間外勤務手当報酬、休日勤務手当報酬、夜間勤務手当報酬、宿日直勤務手当報酬、特殊勤務手当報酬の支給について規定。
- ・報酬の減額について規定。

#### ② 費用弁償

- ・月額で定める報酬を受けるもので交通用具を利用する者及び時間額で定める報酬を受ける者についての通勤に係る費用弁償の金額について規定。

#### ③ 期末手当

- ・期末手当の支給について規定。

b 施行日

令和2年4月1日

(イ) 令和2年4月1日 人事委員会規則第16号

a 給与条例における令和2年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い報酬条例附則第3項に規定する報酬の額の支給総額の上限及び成績率の範囲を改正

- b 施行日  
公布の日（令和2年4月1日）

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等について

報酬条例等の実施に関し必要な事項について、表4-13のとおり通達を行った。

**表4-13 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の概要**

通達等の題名	発出日	内容
岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の運用方針について（通達）	R2.3.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例において人事委員会の承認が必要とされる報酬の基本額について算出方法を規定。</li> <li>・ 地域手当報酬の支給対象外となる職を規定</li> <li>・ 兼業をしている会計年度任用職員の時間外勤務手当報酬の取扱い等を規定</li> <li>・ 特殊勤務手当報酬の支給対象外となる職を規定</li> <li>・ 期末手当及び附則第3項報酬（勤勉手当相当報酬）の支給等に関する細則を規定</li> </ul>

(4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-14のとおりである。

**表4-14 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認**

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	10
(b) 手当等を報酬に上乘せ又は報酬から差し引く必要があるもの	12
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	21
(d) 別に報酬が指定されているもの	8
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	17
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	13

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

## 6 退職手当条例の実施

### (1) 退職手当条例の改正

ア 令和元年第4回県議会定例会に提案、令和元年10月10日可決、同年10月11日令和元年条例第12号として公布された。

(改正概要)

地方公務員法の欠格条項の改正に伴う所要の規定整理

イ 令和2年第1回県議会定例会に提案、令和2年3月18日可決、同年3月24日令和2年条例第4号として公布された。

(改正概要)

国立大学法人法の改正に伴う所要の規定整理

**(2) 退職手当規則の改正**

(ア) 令和元年10月4日 人事委員会規則第3号

a 地方公務員法の一部改正等に伴う所要の規定整備

①地方公務員法の欠格条項の改正に伴う所要の規定整備

②失業者の退職手当受給期間延長の申し出の申請期間を改正。

b 施行日

aの① 令和2年12月14日

aの② 公布の日(令和元年10月4日)

**7 旅費条例の実施**

**(1) 旅費条例の改正**

改正なし

**(2) 旅費規則の改正**

改正なし

**(3) 旅費支給の特例承認**

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認         | 39件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 4件  |
| ・ 新規採用職員の赴任旅費の特例承認    | 2件  |